

江戸時代の心中と裁判

藤原 有和

はじめに

江戸時代に流行したものに心中しんじゆう（情死）がある。心中という言葉の意味について、三田村鳶魚はこう説明している。すなわち、「心中という言葉は、腹という語と同じであったが、自己の本心を披瀝する意味に使用され、起請きしょうを書くとか、爪を放すとか、指を切るとかいうようなことを、心中立てといった。要するに真情を証拠立てることだ。死ぬほど嘘のないことはないから、情死が何よりも一番の心中立てに相違もあるまい」とのべている。

心中は元禄以前にはほとんどない。元禄以後に増加するのである。元禄十六年（一七〇三）五月、大坂竹本座で近松門左衛門作『曾根崎心中』が初演されている。心中物は、当時大坂や京都で実際に起きた商家の手代や農家の息子と茶屋の女性などとの事件がもとになっていた。この上演は、庶民に大きな影響を及ぼしたといわれている。鳶魚は、「恋愛主義の謳歌」が閉塞していた庶民の心をつかんだという趣旨のことをのべている。すなわち、「当時に歓呼された近松の作意は何であつたらうか、それは恋愛主義の謳歌であらう。操りも歌舞伎も、興業物であつて、

見物と呼ばなければならぬものである。見物はすべての人というよりも、知識階級とやらでない方に多かつたろう。(中略) 浄瑠璃のある文句が、丁稚ていぢや小若い衆に唄われ、道行の抜本が、町家の若い者に懐中されたのでも知れている⁽²⁾というのである。

心中はまず大坂、京都で流行し、ついで江戸にも伝播するが、最も盛んに流行したのは宝永・正徳の間である、といわれている⁽³⁾。流行病扱いされた心中も、享保になると大坂では鎮静期に入る。大坂では天和から享保の初めまで三十余年の間流行性を維持したが、江戸では流行性をほしのままにしたのは十年内外とされている⁽⁴⁾。

享保年間、八代將軍吉宗は心中法度(心中処罰規定)を制定している。心中はなぜ処罰されたのであろうか。本稿では、どのようにに処罰されたのか、裁判例によって明らかにしたい。

なお、後述の裁判例1、2、3は、『祠部職掌類聚⁽⁵⁾』(丹波篠山市立青山歴史村所蔵)に、裁判例4は『大坂都督所務類纂』(静嘉堂文庫所蔵)に、それぞれ収められている。本史料の調査に際して、ご担当者からご高配いただいたことに感謝の意を表したい。なお、いずれもマイクロフィルム版⁽⁶⁾が発行されている。

一 吉宗の心中法度

八代將軍吉宗は、享保七年(一七二二)当初、心中の狂言・絵草紙を禁止し⁽⁷⁾、ついで心中法度を制定している⁽⁸⁾。御定書では心中というのを避けて「相對死^{あいたしに}」とか「申合相果候者」と書いている。相對死という言葉について、『明君享保録』の「吉宗公、松平左近將監乘邑大岡越前守忠相へ、政事御閑談の事」の条に、つぎのようにのべられている⁽⁹⁾。

明君又大岡越前守忠相に命ぜられて、「享保御代始而の御仕置に、御先代迄は男女色欲にて命を落すものを、上方や江戸在々共に心中と申しならわす事以外不届の詞なり。心中と書ては忠とよませて、論語にて忠也。有たけを尽くすとよませて、まめと訓する字なり。何ぞ愚痴蒙昧にて此世にては添われずと、末世未來をたのみの不義いたづらものゝ死を心中といはん。勿躰なき事也。以来相對死と申唱ふべし、是人間の智慧にて、男女相互ひに死する事は有べからず。みなく禽獸のこゝろになりてのいたす事也。心中にあらず禽獸なり。人にあらざる所行なれば人非人といふべし、以来畜生同前のものなれば、死にそこない存生せしやつらは人非人の心にて、非人の手に渡し候やうに」との上意にて、非人へ下さるゝ事と成けり。死にきり候ものは野外へ捨て申し候。尤下帯を取て丸裸にして捨る。これ畜生の仕置也と、此節御定被_レ遊けるこそいみじき御事なり。ここで、心中という言葉を用いず、相對死という言葉を使用するようになった理由がのべられている。相對死という言葉は吉宗の創意によるものとされている。

まず、『棠蔭秘鑑 亨』（御定書下巻）より相對死に関する条を引用する。¹⁰⁾

五十 男女申合相果候者之事

享保七年極

一不義にて相對死いたし候もの

死骸取捨、為弔申間敷候、

但、一方存命二候ハ、下手人、

同

三日晒

一双方存命二候ハ、

非人手下

同

一主人と下女相對死いたし損、主人存命二候ハ、非人手下

つぎに、心中法度（相對死処罰規定）の法理について考えてみよう。

第一条、男女が私通して相談のうえ命を落せば、死骸は取捨て、葬送は認められない。但し、一方が生き残った場合、下手人（死刑）に処せられる。女を先に殺して、その死を見届けて男が死ぬというのが情死の型式であったようである。男が生き残った場合、男は殺人罪となるので死刑に処せられる（後述の裁判例1）。女が生き残った場合、三日晒のうえ非人手下とされた（『寛政刑典』）。女の刑罰のほうが軽い。文化年間、大坂表では茶立奉公人の女性¹¹が急度叱りとされている（後述の裁判例4）。

なお、つぎの事例によれば、死骸は取捨てに留まらなかったことがわかる。

享保十六年（一七三一）七月二日、河内国石川郡北大伴村綿屋理兵衛方にて、下男下女が奉公人部屋で心中する事件が起きた。七月四日に大坂町奉行所から検使が派遣され、吟味のうえ北大伴村墓にて引捨て晒されている。両人は裸にして晒されているのである¹²。死骸を丸裸にすることは規定されていない処置である。奉行所は吉宗の上意をいっそう忠実に実践したものと考えられる。

第二条、双方が生き残った場合、三日晒のうえ非人手下に処せられる。心中に失敗した場合、非人身分におとすという刑罰が採用されていることに注意すべきである。先ほどふれたように、心中とは、皆々禽獣の心になってすることであり、心中ではなく禽獣である。人にあらざる所行なので人非人というべきである。畜生同然の者であるから、死に損なって生き残ったやつらは非人へ下されるべきである。畜生同様の者には「畜生の仕置」をするという考え方である。生き残った二人は、恋愛感情から密通に及び心中未遂に至っているのであるから、相對死御仕置は密通御仕置とも関わる。ほかに密通が非人手下に処せられる例として、身分違いの密通の場合がある。平人は相手が被差別身分であることを承知のうえ密通に及んだ場合、男女を問わず非人手下とされたのである¹³。自由な

恋愛にもとづく密通、ましてや心中は、当時の支配的倫理観念や身分秩序を否定する実践を意味するので、権力側としては到底認めることができないという考え方である。三日晒は当人には辱めを与え、見物人には見せしめであり、威嚇の効果もあったと思われる。

第三条、主人と下女が心中を仕損じて、主人が生き残った場合、主人は非人手下に処せられる。当事者間に主従関係がない場合（第一条）、生き残ったものは下手人とされたが、主従関係がある場合（第三条）は、生き残った主人は非人手下とされる規定である。平人と被差別民が密通に及んだ場合と同様、非人へ下される刑罰である。ここにも「畜生の仕置」という考え方が現われている。

二 心中の裁判例

本稿では、明和期（一七六四—七二）以降の幕府裁判にあらわれた心中、すなわち評定所一座で評議された事案三例と大坂町奉行所で審理された事案一例について考察したい。

1 河内国の百姓新兵衛忰新七と飯盛女いさの心中事件（裁判例1）

明和二年（一七六五）四月十八日、河内国茨田郡中振村の百姓新兵衛忰新七は、同郡泥町村の丸屋伊兵衛下女いさと心中を申合せて、いさを刺し殺すが、本人は自害を仕損じ存命であった。

京街道沿いの枚方宿には、岡新町・岡・三矢・泥町の四カ村が含まれていたが、泥町村は宿内一番の繁華街であったようである。明和期（一七六四—七二）については不明であるが、天明期（一七八一—八八）には旅籠屋三二

戸、飯盛女四七人であったが、寛政十二年（一八〇〇）になると、旅籠屋四二戸、飯盛女二七人に増加している。¹⁴ いさは、旅籠屋の飯盛女と考えられる。近隣の交野郡津田村に住む三宅郡貞は「見聞録」のなかで、この事件についてこう記している。¹⁵

（四月）十八日 牧方丸屋伊八女郎中振村新七と心中致候所、新七ハ死そんじ、殊之外六ヶ敷相成、新七ハ公儀御召入牢也、女郎埋ム、今日今日輝^無

ここでは、いさについて「女郎」と記している。「新七ハ死そんじ、殊之外六ヶ敷相成」、公儀に召されて牢に入られ、いさ死骸は埋められたことがわかる。

本件について、大坂城代松平和泉守から江戸の老中宛に、六月二十三日付書状が届けられている。七月五日、老中松平周防守は、評定所一座にその書面の内容について評議するよう命じた。大坂城代が大坂東町奉行鶴殿出雲守から報告をうけた本件の概要はこうである。

代官多羅尾四郎右衛門が支配する河内国茨田郡中振村の百姓新兵衛同家悻新七は、同郡伊加賀村字丞ヶ谷で、同代官が支配する同郡泥町村丸屋伊兵衛下女いさを刺殺し、新七は自害しようとしたが存命である、と当四月訴え出てきた。町奉行両組同心どもを差遣わして改めさせ、新七は居村へ預け疵の養生を申付け、いさの死骸は仮片付け置いている。新七の疵が平癒したので、吟味を遂げたところ、相對死を仕損じたことに相違はないので、下手人を申付け、いさ死骸は一所に引捨てるよう命じるべきであると同うべきところ、いさ両親が新七の助命を願ひ出ている。ほかに子細も聞かないので、下手人の沙汰に及ばず、新七に中追放を命じ、いさ死骸は墓所へ引捨てるよう命じるべきか、と町奉行が聞いてきた。

去る申十一月、堺奉行懸りに同様の事案があった際、先例もあったので、伺の通り達している。右例をもってこ

の度出雲守何の通り御仕置を命じるべきであるが、相対死を仕損じて双方存命であれば、非人手下となる御定に準じて願いの通り助命を命じるにしても、非人手下に命じるべきであろうか。大坂表にては、右の通り中追放を命じる仕来りであるが、御当地（江戸）御仕置と万一相違することがないであろうかと、決定することができません。どのように命じるべきでしょうか。先達て堺奉行何の節は、一向に気が付かなかつたので、先例に任せて差図致しました。つぎに、評定所一座の見解が記されている。

この件を評議したところ、相対死を仕損じて一人が存命の節、相果てた者の親類が助命を願った場合、下手人に及ばず、中追放を命じるのは大坂表の仕来りの由であるけれども、相対死を仕損じ一人存命の者を助命することは、御定書にないので、新七は御定の通り下手人、いさ死骸は取捨て申わしてはならないと命じるべきであると存じます。もちろん大坂表仕来りの由であっても、御定書にもないことなので、右の通り仰せ渡されるべきかと存じます。右評議いたしました趣旨は、書面の通りでございます。お渡しくださいました和泉守書面一通を返上いたします。

酉七月

七月十二日、寺社奉行から老中松平周防守へ「松平和泉守書面之趣評議仕申上候書付」に和泉守書面一通を添えて返上している。七月二十四日老中から御仕置の儀について、評定所一座へ評議の通り相済ましたことが報告されている。このとき、老中は大坂城代に差図したものと考えられる。

先にふれた「見聞録」に本件の結末が記されている。¹⁶

（八月）六日 牧方伊八女郎・中振村新七、今日墓二而新七打首、先達而埋置たる女掘出し二人ともさらし有、大坂与力・同心二頭、其外上下廿人計御出、牧方殊之外物入也、群衆ス

八月六日、墓所にて新七は打首、仮埋め置かれていた女は掘り出されて、二人とも晒された。大坂町奉行所から

与力同心をはじめ二十人ばかりが動員されたので、村方では処刑の出費がことのほか嵩んだ。処刑の場には、近隣から多数の見物人が押しかけたのである。¹⁷⁾

御定書の心中に関する規定、「男女相果候もの」の箇条には、「不義にて相対死いたし候もの、死骸取捨て、弔わせずまじく候。但し、一方存命に候はば、下手人」とある。ところが、松平和泉守書状によれば、新七は大坂表の仕来りでは中追放であるとのべている。大坂表では相手方両親、親類ならびに村役人から奉行所へ提出された助命願が受理されると、減刑されて中追放となる先例があったのである。しかし、評定所は御定書に準じて下手人とするよう老中に答えている。老中は評定所評議の通り大坂城代に差図している。評定所は、御定書に照らして量刑の統一を図ったことがわかる。江戸幕府の裁判は、御定書遵守と先例尊重主義が基本であった。ただし、後述するように準則（量刑）の全国的統一は容易ではなかったのである。

2 主人孫娘そねと下男斧右衛門の心中事件（裁判例2）

明和二年（一七六五）五月二十四日、老中松平右京大夫から評定所一座へつぎのような吟味何が渡されている。五月十二日付で勘定奉行安藤弾正少弼から提出された吟味伺書「甲州大曾根村恵助娘そね儀相対死仕損候一件吟味仕候趣申上候書付」を紹介しよう。¹⁸⁾

代官会田伊右衛門の元支配地で、当時は代官大岡十三郎が支配していた甲斐国都留郡大曾根村では、百姓恵助の娘そねが、去々申年十一月二十八日、同村内字ほそ入という所で首をくくって心中を図りました。そね祖父次郎左衛門の下男斧右衛門も同所で首をくくり相果てましたが、そねは存命であると、伊右衛門代官所の節、訴え出て来ましたので、同人方で吟味しましたが、分からないことがありましたので、関係者を呼び出したところ、そねは首

をくくつた際用いた帯が切れて二度谷間に落ち、身体全体に痛みが生じて生死計りがたく、本人を差出すのは困難とのことでした。快氣次第差出すよう申渡して置いたところ、ようやくこの節差出すことができるほどになった由、当時の代官大岡十三郎から申し聞きましたので、私方へ呼出して吟味いたしました趣旨を左に申し上げます。

そねを吟味いたしましたところ、同人祖父次郎左衛門は父親恵助とは別宅に住み、そねは幼少の頃より次郎左衛門方にて養育を受けていました。去々未年村内平六方へ機竹を借りに行く途中、次郎左衛門下男斧右衛門がやって来て、谷間へ連れて行き密会するよう誘われ、断りましたが、再度勧められたのでその意に任せて密通し、その後も度々密会しました。そねには髻を取って祖父次郎左衛門の跡式相続をさせるつもりであると兼ねて次郎左衛門から聞いていました。もちろん斧右衛門はこのことを知っていたので、とても夫婦になることは叶わず、婿の相談が決まっては密通もできなくなります。斧右衛門はいっしょにどこかへ行こうといってきましたが、そんなことはできないという、そうであれば相対死をしようと勧めてくるので、承知したと挨拶をして置いたのです。

然るところ、同年十一月二十八日朝、同村弥五兵衛方へ絹の繫糸を貰いに行こうと宿元を出たところ、途中斧右衛門がやって来て、兼ねて申合わせた通り、立退くことができないのならば、相対死をしようと字ほと人という所へ連れて行かれました。斧右衛門は持っていた鎌で自害するので、首をくるよういわれて、不得心でしたが、遁れることもできず、覚悟を極めてその意に任せていたところ、斧右衛門は身に着けていた古帯を木の枝に懸け、そねの首をくくり、谷の方へ突いたところ、帯が切れて落ちたので、また持っていた手拭を結び合わせてくくつてくれましたが、また切れて再度谷間へ落ち惣身を打ち気絶しました。その後のことは一向覚えていません。下男斧右衛門と密通しながら、相対死は不得心と申し、斧右衛門が相果てたうへは、申し立てるべくようありません。(以下、朱書)

一 斧右衛門死骸とそね疵所を会田伊右衛門手代が見分したところ、斧右衛門は咽並びに臍下二ヶ所に疵があり相果てていました。死骸の側には血の付いた鎌があり、鎌で自滅したことは相違ないので、死骸を塩詰めに申付けています。そねは首をくくった跡色変形し、舌に疵があり惣身相叶わないので、これまた親類・村役人へ見届けさせ療養を申付けるよう、その節伊右衛門は命じています。当四月十三日見届けたところ、疵所等は当時平癒したけれども、右腕は屈伸が叶わず、右の腰を痛めて歩行が困難な様子で、この度出頭してきたことに相違なく見えます。

一 村役人どもを吟味いたしました。兩人が相果てた節の始末を見届けたところ、斧右衛門は鎌で自害し、そねは首をくくって生死も計りがたい様子で、相対死を申合わせたものと相見え、そのほか伊右衛門手代の見分の通り相違ないと申しています。

一 そね祖父次郎左衛門並びに恵助を吟味いたしましたところ、次郎左衛門は恵助と別宅にて暮らし、そねは幼年より次郎左衛門方にて養育し、そね申口の通り次郎左衛門跡式はそねへ簪を取り相続させるつもりであること兼ねて申し含めていたことは相違ありません。斧右衛門も平日実体成るものにてそねと密通していたことは気づかなかつた、とのことです。去々未十一月二十八日朝、そねが宿元に見えないので、次郎左衛門の女房竹が捜したところ、字ほそ入という所で斧右衛門は持っていた鎌で自害していました。そねは首をくくった様子にて谷間へ落ち、気絶して生死も計りがたいありさまなので驚いて声を立てたところ、追々村方の者どもが懸け集まってきました。もつともそねは不届きをいたしたうえは不憫ですが、どのように申付けられても申立てるべきようはありません、と申しています。

一 同郡（都留郡）網野上村に住む斧右衛門の兄弟並びに請人同村弥一右衛門を吟味いたしましたところ、斧右衛

門は次郎左衛門方へ奉公に差出し置き、道法が隔てていましたので、その節のことは存じておりませんが、斧右衛門死骸並びにそねの様子を見届けましたところ、相對死に相違ありません。斧右衛門は主人の孫娘と密通して相對死を申合せたことは不届きのことで恐れ入ります。願筋のことはありません、と申しています。(以上、朱書)

右吟味いたしました趣は書面の通りでございます。御仕置の儀は黄紙附札を以てお伺いいたします。 以上

西五月

つぎ、吟味伺書に添付された「御仕置附書付」には、こう記されていた。

大岡十三郎御代官所甲州都留郡大曾根村百姓恵助娘そね御仕置附の儀

右享保七寅年(一七二二)男女申合せ相果てた者の儀につき、御書付のうちこのたび大坂にて主人と下女申合せ相果てた者の儀、主人は存命であるけれども、下人の身分として主人へ対し不届きなので、下手人に及ばず非人手下に申付けるべきとあります。

すなわち、御定書に主人と下女が相對死を仕損じ、主人が存命であれば、非人手下とあるところ、そねは斧右衛門主人次郎左衛門の孫娘にて、ことに聲を取り、跡式を相続させるものなので、主人に准じるものです。然るところ主人の娘と下男が相對死を仕損じ、右娘存命の御仕置は御定書にはありません。もちろん主人と下女の密通は、ほかに不埒がなければ御咎はなく、主人の娘と密通したものは中追放、娘は手鎖をかけ親元へ渡す御定です。右の趣をもつて考えれば、主人と相對死を申合せた下女よりは、主人の娘へ相對死を働き申合せた下男は格別不届きです。そねは相對死を仕損じ存命しています。主人の御定には相当しないのではないかと存じます。しかし、下男と密通したばかりにて御定の通り三十日手鎖と伺うべきですが、下男と相對死を申合せ、下男は相果てたので、例

はありませんが、右御定の軽重を考えて、所払以上にも何うべきところ、右腕の屈伸が叶わず、右の腰が痛み歩行も困難なことは相違なく、右のようなものを村方払にしては渡世もできず、もつとも腕の屈伸ができないので、手鎖にも何うことも難しいです。これを以て例はありませんが、百日押込と御咎附いたします。

斧右衛門の死骸は、塩詰にしておりますが、相対死を申合せたので、逆罪に及ばず、死骸は取捨て、弔わせないうよう申渡すべきかと申し上げます。

以上

西五月

では、勘定奉行安藤弾正少弼が本件の主人孫娘への刑罰についてどのように考えたのか整理してみたい。本件は、主人の孫娘と下男が相対死を仕損じ、孫娘が存命の事例である。御定書では、主人と下女が相対死を仕損じ、主人が存命であれば、非人手下とされる。そねは主人の孫娘で、主人跡式を相続する者であるから、主人に准じると解釈すれば、非人手下相当の刑罰を科すことも可能と考えられるが、そこまでの拡張解釈はしていない（下女と下男の違いがある）。したがって、主人と下女が相対死した場合の御仕置は本件に適用されていない。密通御仕置については、「主人の娘と密通したものは中追放、娘は手鎖をかけ親元へ渡す御定」の規定がある。本件は、密通に加えて相対死を申合せた事例なので、手鎖よりも重い所払以上の刑罰を何うべきであろうかと考えている。結局、主人孫娘が歩行も困難な状態であることを斟酌して、百日押込が相当であると考えている。押込は外出を禁じて戸を建て置く刑罰であるから、所払よりも軽い刑罰である。

したがって、「黄紙附札」（擬律の要旨）には、つぎのように記されている。すなわち、「此そね義、下男斧右衛門と度々密通いたしながら、相対死の義不得心と申す段立ちがたく、殊に斧右衛門相果て候うえは、百日押込仰付けられるべく候哉。但し、斧右衛門死骸は取捨て、弔わせ申すまじき旨申渡すべく候哉」ということである。

八月十四日、老中は評議の通り差図している。「三奉行留」には評定所一座評議の内容について記されていないが、評定所一座の構成員である公事方勘定奉行の提出した吟味何書なので、おそらく擬律の通り認められたものと考えられる。

3 所化僧祖淳と召仕下男金次との衆道による心中事件（裁判例3）

天明元年（一七八一）八月二十七日、駿河国有渡郡南安東村地内にある三之御前社の境内で、僧俗の心中事件が起きている。僧体の者は相果て、俗体の者は存命していた。当地を支配する柴村藤三郎代官所が取調べたところ、こうである。

僧体の者は、駿河国伝馬町にある禪宗（臨濟宗）宝泰寺に勤めている祖淳で、俗体の者は、宝泰寺塔頭徳雲院の召仕下男金次（当時二十五歳）という者であった。

駿府町奉行小田切喜兵衛が、勘定奉行にこの件を伺ったところ、代官所を通じて勘定奉行桑原伊予守へ引き渡すようにとの指示が届く。そこで喜兵衛は先達て御届申し上げた通り金次を受取り、三月十九日入牢を申付けて吟味をしている。

金次は、阿部備中守（寺社奉行）が支配する備後国福山に住む同人足輕坂本濱右衛門次男で、六年前在所を出たが、その後親元へは連絡をせず、（新見藩）関備前守江戸屋敷で足輕奉公をしていた。去る安永八年（一七七九）九月備前守が当地（駿府）御加番の節、供としてやって来て、翌年まで勤め、備前守が交代する前に暇を取り当地に居住している。町家奉公をしようと思ひ、兼ねてから知人の横内町徳右衛門後家よふに奉公のことを頼んだところ、賃仕事をして所々へ出入りしている同人姉伝馬町小平次母さんを紹介される。さんのつてで、伝馬町宝泰寺塔頭徳

雲院住持禪那に會うと、まず当分の間雇い置くといわれ、去々子十月より禪那方へ引越し、下男奉公をすることとなった。請状等は出さず、去る丑年同様勤めた。ところが、宝泰寺学寮に勤めていた僧祖淳と懇意になり、衆道兄弟分の契約を結び、金次は兄分となる。そして、夜分にはときどき宝泰寺境内で密會するようになった。同年八月中旬祖淳がいうには、ゆくゆくは出家する本心がなく、学問に励むことも難しいので、学寮を出てどこかへ行き、還俗して金次といっしょに暮らしたい、という。しかし、金次が身分取りまわしも困難で、ほかに渡世の手段もないので力が及ばないというと、祖淳はそうであれば自害するしかないというので、祖淳が自害するのを見捨てることはできず、心中することを申合わせ、死後見苦くないよう、兩人共白帷子を準備して尻宿で出会う約束をした。

同月二十二日祖淳は奥津宿に用事があるといつて宝泰寺を出た。金次は丸子宿で生国の者が泊まるので、面談したいと禪那へ話して出かける。尻宿で祖淳に出会い、その夜ある旅籠屋に泊まった。折しも雨天なので二十六日まで逗留した。同日夕方雨があがつて晴れたので、右宿を出、同夜四時頃、南安東村地内三之御齋社地へ行く。八ツ時の鐘を限りに、めいめい自害のつもりを申合わせ、用意してきた白帷子に着替え、毛氈を敷いた。時刻になったので、金次が自害するというと、祖淳は先に自害するといつて、前後を争っているうちに、祖淳は剃刀で咽を搔切つて打ち伏せた。金次も右剃刀を取上げ、咽を搔切ろうとしたが、仕損じてしまう。なおまた取直し同所を搔切ろうと思ったが、その後のことは一向覚えていない。見届けのためにやって来た柴村藤三郎手代に、正気付いて仕損じたことを残念に思うといっている。意趣遺恨等があつて祖淳を手につけ、金次は自害仕損じたのか、または兩人とも悪事をして仕方なく自害することになったのではないかと察度し聞いて、吟味いたしましたところ、祖淳・金次共悪事をしたことはもちろん、意趣遺恨等の儀ではなく、前書申立てた通り衆道にて双方申合わせ、右始末に及びました。祖淳が相果てたうゑは御仕置を願うと申しています。(以下、朱書部分等を略す)

つぎに、本件の吟味伺と評定所一座評議を整理すると以下のとおりである。

①駿府町奉行小田切喜兵衛伺の概要

この金次儀、祖淳と衆道にて相对死を申合わせ、祖淳は相果てたところ、この者死損じたうえは下手下人に申付るべきでしょうか。但し、兩人とも死骸取捨て、弔わせないことを伺います。

②評定所一座評議

この儀、御定書、男女申合わせ相果てたもののケ条、不義にて相对死したものの、死骸取捨て、弔わせない。

但し、一方が存命であれば、下手下人とあります。吟味書の趣にては、自害をすることは祖淳の申し出により、このものも一同相果てることを申合わせ、兩人共白帷子に着替え、毛氈を敷き、剃刀にて自害し、祖淳は相果て、このものは死損じた始末、全く相对死に相違なく、ほかに怪しいことも聞いていませんので、差当り例も見つかりませんが、相对死に男女の差別はありませんので、伺の通り下手下人に申付け、兩人の死骸は取捨て弔わせない旨、命じられるべきかと存じます。

③御仕置の儀評議につき町奉行牧野大隅守から提出された例書

○安永八年（一七七九）十一月二日、老中板倉佐渡守差函（町奉行牧野大隅守懸）

ともに当時無宿の権助とさよは、武家奉公中に不義（密通）をしている。権助が病気になり暇を出され、さよも勤めの知り合いもないので、心中を申合せ。さよが先に自害をするといつて所持の剃刀で喉へ切りつけるが仕損じたので、権助はさよを殺害し、自滅しようとして剃刀を取ったところ見咎められて、兩人が生き残った事例である。さよは、三日晒のうえ非人手下に申付けられている。但し、権助は存命であれば、三日晒のうえ非人手下に申付けるべきであるが、病死したので、御仕置の儀を一件の者へ申し聞かせる。

○宝暦八年（一七五八）四月二十七日、老中松平右近将監差図（町奉行土屋越前守懸）

新吉原京町の遊女花の井は、本材木町の源七店清七方に居候する傳十郎と申合せて心中しようとしたが、仕損じる。傳十郎は大疵を負って果てるが、花の井は疵が快復する。傳十郎は花の井の咽を突いた後、自害に及んだが即死せず疵にて果てている。花の井は傳十郎に疵をつけていないので、日本橋において三日晒のうえ非人手下に申付ける。

○宝暦九年（一七五九）七月二十七日、老中西尾隠岐守差図（町奉行土屋越前守懸）

護国寺門前桜木町の傳兵衛店忠兵衛の養娘きくは、小日向茗荷谷町の次郎兵衛店喜兵衛の倅丹治と心中を申合わせ、丹治は大疵にて果てるが、きくは平癒する。丹治はきくの咽を突いた後、自害に及び即死はしなかったが、この疵にて果てた。きくは丹治へ疵をつけたわけではないので、日本橋において三日晒のうえ非人手下を申付ける。

○安永六年（一七七七）八月二十七日、老中松平右近将監差図（町奉行牧野大隅守懸）

新和泉町の忠次郎店平七方に居候していた弥兵衛は、新吉原江戸町の遊女かつらめを買揚げ、心中を申合わせ、同人所持の小刀で突き殺したことは不届き至極なので、下手人に申付ける。

○安永六年（一七七七）九月六日、老中松平右京大夫差図（町奉行牧野大隅守懸）

深川伊沢町の惣兵衛店庄八の倅三四郎は、新吉原江戸町の遊女九重を度々買上げ、所持の衣類並びに家業にしている三味線まで質入れして遣い捨てたので、渡世が難しくなり、そのうえ親庄八並びに妻とよへ対し申し訳なく、九重と心中を申合わせ、九重所持の合口をもって同人を突殺し、自害仕損じた始末は不届き至極なので、下手人に申付ける。

以上の例書を整理すると、女が男に疵をつけず生き残った場合、三日晒のうへ非人手下を申付ける。男が女を殺害して生き残った場合、下手人に申付けている。

本件は衆道（男色）による心中事件である。衆道の契約において、金次は兄分、祖淳は弟分となる。評定所評議によれば衆道の先例はなかったようであるが、男女の差別はないとして、生き残った金次は下手人に申付ける、とされている。

金次の供述の通りであれば、祖淳は自害したので、金次は祖淳を殺害したわけではないが、下手人に申付けると結論付けている。男が女を殺害して生き残った場合の先例を適用している。

老中は、評定所評議のとおり、金次について下手人に申付けている。⁽²²⁾

4 茶立奉公人みきと日雇い安兵衛の心中事件（裁判例4）

文化十四年（一八一七）三月十六日、大坂東町奉行彦坂和泉守から大坂城代松平右京大夫輝延へ「相对死之躰ニ而男相果女存命ニ罷在候一件吟味伺書」が提出されている。本件は、江戸へは上申されていない。大坂城代が差出した事案である。大坂城代松平輝延が編集した『大坂都督所務類纂』に含まれている。

まず平松義郎氏の大坂町奉行吟味伺書についての説明を引用する。すなわち、「罪状を朱書の註記と交えつつ述べ、帳面仕立にし、下端に黄紙を貼付して、それに擬律の要旨を書いて大坂城代に進達するのである。城代の指図は、付札を伺書の上端に貼って、それに下知の趣を書くことよってなされる。先例の引用は例書を添付して行い、例書も伺書の末尾に綴じ込むのである」⁽²⁴⁾とのべられている。つぎに、本件吟味伺書の内容を紹介しよう。

元伏見坂町の伏見屋善兵衛(25)抱茶立奉公人みき（当時十九歳）を吟味したところ、本京橋町丸屋巳之助はみき主人善兵衛と懇意の間柄なので、巳之助方が無人の節は善兵衛の申付けで、折々手伝いに行っているうちに、去る子十一月上旬の頃より、巳之助方日雇い安兵衛と密通するようになった、とのこと。

当正月十日暮六ツ時頃、みきが善兵衛方表の間に居たところ安兵衛がやって来て、話したいことがあるので、同行の行先まで来てもらいたいという。何心なくそのまま同道して難波村畑中まで来ると、安兵衛は何か身分不詰りのことがあつて出奔して来たので、みきにも付いてきてほしいという。いったんは断るが、頼まれるまま仕方なく同意して、方角も覚えずおおよそ道法二里ばかりも歩く。兩人とも路用手当等もなく、そのうえ自然追ってくる人に出逢えば、いよいよ身分不詰りの筋と分かつてしまう。そのことを安兵衛に話すと、そうであれば、相対死をしてくれというので、いろいろ話して宥めました。

同夜八ツ時頃、千日墓辺りまで立戻ると、安兵衛はみきを人影のない所へ連れて行き、是非相対死をしてくれという。断つたけれども、聞き入れず理不尽にもみきの抱帯を解いて咽を絞めたので、しばらく悶絶して覚えていません。ほどなくして正気になると、安兵衛はその場に見当たりませんでした。逃げ帰ろうと立ちかけたけれども、とりのぼせて歩行もできず途方に暮れていると、その節は誰とも分からなかった難波村非人番嘉七がやって来たので、経緯を話すと、煙亡並びに所の者、善兵衛と巳之助が追々駆けつけ、介抱を受けました。安兵衛が辺りで首をくくつて果てているのを見て驚いた、といっています。（以下、朱書）

書面非人番嘉七を糺したところ、みきの申口と符合しています。その節みきより右の次第を聞き、かつその辺りに安兵衛が首をくくつて果てていたのを驚き、さっそく右墓所煙亡並びに所の者を糺したところ、これまた申口が同じなので、さっそく善兵衛と巳之助へ知らせ、武十郎方（岸本武十郎代官所）へも訴え出たと申しています。一

同から不束の筋は聞いていません。(以上、朱書)

右のように安兵衛に従つて出奔し同道して、千日墓所までやつて来て、安兵衛は首をくくつて果て、この者もいつたん咽を絞められたうへは、安兵衛が理不尽であるとの申し披きは片口(一方の言い分)なので採用することができません。実は最初より安兵衛と相対死することを申合せ、右のありさまとなり、この者ばかり存命したので、今更未練の心が差し起こつて偽りを申ししているのであるならば、ありてい申し立てるべきであると察度申し聞かせ、再度吟味したところ、かつて左様のことはありませんと申すので、右不埒の旨を吟味詰したところ、申し披きない由申しています。(以下、朱書)

書面善兵衛と巳之助を糺したところ、みき申口並びに前書煙亡かつ難波村所の者どもの申立てと符合します。巳之助方無人の節、折々みきを手伝いに差遣わしたことがあつたけれども、同人と安兵衛が密通していたことを善兵衛と巳之助は知らなかつた、とのことです。

当月十日暮六ツ時過ぎより安兵衛・みきとも見えず、めいめい心当たりの方を所々尋ねるうちに、右の次第を聞き驚いてさっそく駆けつけたと申しています。兩人とも不束の筋は聞いていません。かつまた安兵衛姉である南本町三丁目和泉屋喜八女房せい、並びに弟である本町三丁目信濃屋宇兵衛下人辰蔵をも糺したところ、安兵衛両親とも先達て相果て右両人のほか親類はいない、とのこと。もつとも安兵衛は六年以前申元いつたん出奔のうへ、その後所々日雇い働きのしていると聞いていたが、兼て不行跡者なので、右出奔後はせい並びに辰蔵もせいより申付けて互に音信していない、とのこと。全くこのたびみき申口の趣にも不審の筋はなく、安兵衛の不行跡より事を起こし理不尽の仕方と存じています。みきへ対しいささかの申分がない旨、雇主巳之助と同様申立てています。もちろん右場所の様子について最初武十郎手代がやつて来た際の見分の趣も聞いていますが、なおまた再検使

として同役並びに私組同心を差遣わせて改めさせたところ、安兵衛は右墓所建物の梁木より帯を結んで下げ、首をくくつて果てていました。からだ全体に疵はなく、全く自滅に相違なくみえ、みきは咽より面体へかけて変色して腫れているだけで、くくり目の跡そのほか疵等はないと、聞いています。落着の節、右安兵衛死骸は取捨てるよう申渡すべきと存じます。(以上、朱書)

右吟味いたしました趣旨は書面の通りでございます。御仕置の儀、黄紙下ケ札をもつてお伺いいたします。以上
丑三月 彦坂和泉守

つぎに、「黄紙下ケ札」(大坂町奉行が城代へ進達した擬律の要旨)には、こう記されている。

みきは、奉公人の身分でありながら、みだりに安兵衛と密通のうえ同人に従い出奔しています。相對死のことは安兵衛が勧めるのを断ったけれども、聞き入れず抱帯にて理不尽に喉をしめられて、しばらく悶絶しました。相對死を得心したわけではないと弁解していますが、安兵衛は相果てているので、片方の言い分は採用することができません。しかし、みき雇主並びに親類どもも安兵衛の理不尽の仕方と存じていて、みきに申し訳ないといっているので、「急度叱り置き」申すべきでしょうか。

これに対して城代は奉行へ、「みきは、伺の通り急度叱り置き申されるべきである」(附札)と差図している。

なお、本件の「例」(先例)として何書に記されている享和二年(一八〇二)城代稲葉丹後守が差図した相對死一件の内容はこうである。茶立奉公人あさは、相對死の申合せはしていないと申立てているが、和七が果てたうえは片口なので採用できない。奉公の身柄で密通に及び出奔することを申合せて、難波村まで付添って来たことは、品々始末紛らわしく聞こえるが、和七親類どもが、同人の理不尽の仕方と存じ、あさに申し訳ないといっているので、町奉行は「非人手下」に申付けるべきでしょうか、と城代に伺っている。これに対して城代は、あさに「急度叱り

置く」よう差図している。

先例（享和二年城代稲葉丹後守差図）では、自害した和七親類の助命願提出を理由として、大坂町奉行は茶立奉公人あさに「非人手下」を申付けるべきかと伺っているが、城代は「急度叱り置き」という軽い刑罰を科すよう差図しているのである。本件はこの心中事件を先例として、みきは「急度叱り」の刑罰を科されている。

裁判例1では、百姓倅新七はいさを刺殺し、自害を仕損じたが、いさ両親の助命願が出され、外に子細もなかったため、城代は新七について「下手人」には及ばず「中追放」としていた。しかし、評定所では「大坂仕来り」は否定されている。

裁判例1と裁判例4を比較すると、前者は男が存命の場合で、後者は女が存命の場合である。御定書（寛政刑典）によれば、「但、男存命二候ハ、下手人、女存命二候ハ、三日晒之上非人手下、双方存命候ハ、三日晒之上非人手下」の刑罰を受けることになっている。しかし、大坂では女が存命の場合、自害した相手親類からの助命願が受理されると、女は「急度叱り」という軽い刑罰を科されている。但し、この大坂仕来りも、老中に上申されて評定所評議の対象となれば、御定書の刑罰に統一される可能性がある。

おわりに

本稿で主に紹介した「三奉行留」は、『祠部職掌類聚』に含まれている。『祠部職掌類聚』はいくつかの史料群から構成されているが、そのうちの中心的な史料群が「三奉行留」である。「三奉行留」には、評定所一座評議の対象となつた事案が、評定所留役²⁶によって年次別に編集されている。今回はそのなかから相對死に関する事案を紹介している。

「三奉行留」を繕くと、一連の手続きがよくわかる。吟味尙が老中から寺社奉行（評定所一座の主任）に渡されると、つぎは担当奉行に廻される。一座評議がなされると、老中に評議の結果が渡され、伺書が返上される。何件も
の事案が同時進行しているので、史料篇で（中略）と記している箇所には別件が書き留められているのである。

紹介した裁判例は、いずれも片方が生き残った場合である。奉行所では、取調べにおいて片方の申口（片口）と親類などの証言や状況証拠などから相対死と認められていることがわかる。どのように処罰されたかを整理してみると、

裁判例 1 では、男が生き残り、下手下に処せられている。

裁判例 2 では、主人孫娘が生き残り、百日押込に処せられている。

裁判例 3 では、弟分（若衆）が自害して、兄分（念者）が生き残り、下手下に処せられている。

裁判例 4 のみ、大坂城代の差図である。女が生き残り、急度叱りに処されている。三日晒のうえ非人手下に処せられていない。

恋愛の観点からみれば、百姓の倅と飯盛女の恋、主人の孫娘と下男の恋、男同士の恋、日雇いの男と茶立女の恋は、いずれも実ることはなかったのである。

男女が存命の場合に、三日晒のうえ非人手下の刑罰を科していることに注目したい。自由な恋愛は、主従の別や男女の別を重んじる倫理観念を否定する行為だからである。自己の真情を証拠立てる行為（心中）を人非人の所行であるとして、「非人へ下される刑罰」を科している。心中にたいする刑罰には、人非人の行為をする畜生同様の者には「畜生の仕置」をすべきであるという権力者側の思考方法が認められるのである。

また、評定所一座評議の観点からすれば、幕府の裁判における御定書遵守と先例尊重主義の原則のもとで、裁判

例1の大坂城代松平和泉守、裁判例2の公事方勘定奉行安藤弾正少弼、裁判例3の町奉行牧野大隅守は、いずれも裁判官として誠実に役割を果たしていることがわかる。なお、裁判例4の松平右京大夫輝延は『大坂都督所務類纂』の編纂者であり、父松平輝高と兄輝和は、『祠部職掌類聚』の編纂者と考えられる。したがって、『祠部職掌類聚』および『大坂都督所務類纂』は、幕府法曹官僚の働きを知るうえでも貴重な史料といえることができる。

注

- (1) 『三田村鳶魚全集』第十二卷（中央公論社、一九七六年）二三三頁。
- (2) 同書四〇―四一頁。
- (3) 同書二二頁。
- (4) 同書二四頁。
- (5) 橋本久・牧田勲・山田勉「丹波篠山青山文庫所蔵『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』目録」・「丹波篠山青山文庫所蔵『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』目録（続）」（『大阪経済法科大学法学論集』第四三三号・第四四号、一九九九年）によって、史料群の構成と概要を知ることができる。
- (6) 吉田徳夫・小椋孝士編『近世法制史資料集成（I）―（VII）』（株式会社科学書院、二〇二二年）。
- (7) 大坂市の中に、「享保七年六月五日 心中之狂言致候芝居并絵草紙屋共可致吟味之事」（『大坂市史第三』二二二頁）の御触が出され、ついで、「享保八年二月廿三日 男女相対死之者之儀、絵草紙狂言杯ニ仕間敷之事」、「同日 男女相対死之事」（同書二二六頁）の御触が出されている。
- (8) 『棠蔭秘鑑 享』（御定書下巻）（徳川禁令考別巻）（創文社、一九六一年、九二―九三頁）、『徳川禁令考後集第三』（創文社、一九六〇年、八七―九四頁）、『享保撰要類集第一』石井良助編『近世法制史料叢書別篇』（弘文堂書房、一九四四年、七八―七九頁）、『撰要類集第一』校訂辻達也（統群書類従完成会、一九六二年、四〇―四一頁）。なお、服藤弘司氏は井戸田博史論文（『江戸時代の相対死に関する一考察』）の書評のなかで、公事方定書下巻第五〇條の肩書「享保七年極」は、「享保八年極」に訂正されねばならない、とのべられている（『法制史研究』二八、創文社、一九七八年、二四三―二四五頁）。ただし、後述の裁判

例2においても、「右享保七寅年男女申合相果候もの儀二付（下略）」と記されている。

(9) 『馬場文耕集』叢書江戸文庫12（国書刊行会、一九八七年、二九七—二九九頁）。本書は広く流布したらしく、現存するものは五十余部に及ぶ。本書は文耕の吉宗治世礼賛の集大成の書である（岡田哲氏の同書解題による）。なお、『卯花園漫録』や『我衣』には、相対死という名称は、大岡越前守の創意であると記されている（前掲三田村全集二七頁）。

(10) 前掲『徳川禁令考別巻』。

(11) 「安永四年古書物改覚日記」（『竹田家文書』）。役儀を勤めた者は、両人の衣装を給わった（御番所様之御大法之給り事）。

(12) 藤原有和「平人と被差別民との婚姻・雇用をめぐる裁判について——大坂町奉行所吟味伺書の考察——」（寺木伸明・藪田貫編『近世大坂と被差別民社会』清文堂、二〇一五年）。

(13) 中島三佳『宿場町枚方とくらわんか』（一九八二年、三八頁）。

(14) 福山昭・山口尚子「近世枚方宿と飯盛女」（『枚方市史研究紀要』第八号、一九七五年、二八頁）。

(15) 『枚方市史』第九卷（枚方市、一九七四年、五二八頁）。

(16) 前掲書五二九頁。

(17) 当時は、死体見物流行の風潮があった（氏家幹人『江戸の性風俗 笑いと情死のエロス』講談社、一九九八年、一八五—一九五頁）。

(18) 評定所一座は寺社奉行四人、町奉行二人、公事方勘定奉行二人、これを評定所一座という（『旧事諮問録』青蛙房、一九七五年、八六頁）。

(19) 本件は、代官所支配内の事件である。その場合、事件はつぎのような扱いとなる。すなわち、「代官には、原則として手限仕置権がなかつたのである。支配所限りの事件を勘定奉行の全面的統制のもとに処置することが、代官の裁判官としての本務だったのである」（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、四六〇—四六一頁）。

(20) 男同士の性愛行為である男色（なんしよく）は、我が国でも古くから見られた。板坂則子氏はこういわれている。すなわち、「これらは同性同士の対等な恋愛ではなく、すでに成人した年長の者が成人前の美少年を相手にするという、固定的な上下関係（ヒエラルキー）を持っている。十代の少年期にある美少年が異様に持てはやされる風潮が、中世（鎌倉・室町期）から江戸期にかけて蔓延まんえんしていたのである。江戸期には、この美少年を「若衆」と呼んだ。対して彼を愛する年長の者は「念者ねんじや」と

呼ばれた。念者は常に性器を挿入する者であり、若衆は性器を挿入される者である。両者の立場は固定的であり、情交において対等な関係ではない。念者が若衆に思いをかけ、若衆がその志を受け入れて、男色の恋は成就する」(朝日選書九六〇『江戸時代 恋愛事情』若衆の恋、町娘の恋、朝日新聞出版、二〇一七年、一八頁)。

- (21) この事件については、大田南畝が著わした『一言一話』の「男色相對死」の条で紹介されている。すなわち、「是も同じ年(天明元年)七月の頃也とかや、駿河国宝泰寺下男(年の項三十余)富士根方のある寺の所化僧(十八歳)の美色にめで、駿州杉繩手三の森(御代官領)にて心中せしが、下男は所化を殺し、己は死もやらで抱き居りしを、土人見とがめて公に訴えしと、久能御廟番榊原越州公の直話也」と記されている(『日本隨筆大成(別巻第一卷)一言一話(一)』吉川弘文館、一九七八年、七一―七二頁)。

- (22) 『御仕置例類集(古類集)拾九之帳』一四五三、天明二寅年御渡。

- (23) 安永四年(一七七五)生れ、文政八年(一八二五)歿。大河内松平家第六代当主(第五代高崎城主)。同家第四代輝高の三男。寺社奉行(享和二年、文化十二年)、大坂城代(文化十二年、文政五年)、老中(文政六年、同八年)を勤める。なお、同家第四代輝高は、寺社奉行、大坂城代、京都所司代、老中を勤め、同家第五代輝和は、寺社奉行、大坂城代を勤めている(『高崎市史第三卷』などによる)。三代統けて幕府の重職である寺社奉行と大坂城代に就任していることが注目される。

- (24) (19) 前掲書、八五八頁。

- (25) 元伏見坂町の茶屋のなかでは伏見屋善兵衛が最も大きい。茶立奉公人の数は一軒に二名と定められていた。文化十三年の宗門人別帳によれば、伏見屋善兵衛には、茶立のほかには下女十六人と下人三人がいる。下女みきは、文化九年人別帳から現われるので、十五歳のとき奉公に来たことがわかる。なお、文政二年宗門人別帳には名前が記されていない(牧英正『近世日本の人身売買の系譜』創文社、一九七〇年、四〇二―四〇四頁)。詳細は不明であるが、おそらく奉公の年季が明けたものと考えられる。

- (26) 旧幕時代に評定所留役を勤めたことのある小俣景徳は、つぎのように答えている。「○評定所留役とは、いかなるものでありますか。◎留役は一切の書類を書き留める役であります。元來は奉行というものが裁判官であって、留役に任せるわけのものではない。ないけれども却って奉行よりは下役の方がよいということで、留役に任せる。その留役は二十人いる。本來は書記官でありますけれども、その書記官に判事の役を兼ねさせるのであります」(『旧事諮問録』八一頁)。

〔史料〕

裁判例 1 明和二年（一七六五）河内国の百姓悻新七

と飯盛女いさの心中事件〔明和二年徒正月至八月 三奉

行留〕〔祠部職掌類聚 1・4〕所収）

一酉七月六日美濃守殿衆①到来、伊賀守殿②御廻之由

〔朱書〕

〔酉七月五日 周防守殿

伊賀守

江評議いたし申上候様

豊前守

被仰聞御直ニ御渡〕

河州茨田郡中振村百姓新兵衛同家悻新七、同州

同郡伊加賀村伊兵衛下女いさと相对死仕損シ、い

さを差殺、新七自害仕損候処、助命願之儀、松平

和泉守⑤之書状志通

一酉七月九日美濃守殿衆到来、伊賀守殿衆御相廻

候由にて

〔朱書〕

〔酉七月八日 伊賀守

右京大夫殿

越前守

江御直御渡〕

弾正少弼

〔中略〕

一酉七月十五日伊賀殿御相廻、美濃殿到来

〔朱書〕

〔酉七月十二日

周防守殿江 伊賀守

豊前守 御直ニ上ル〕

松平和泉守書面之趣、評議仕申上候書付

〔朱書〕

〔御渡被成候和泉守書状志通相済返上〕 控

評定所一座

当月五日御渡被成候松平和泉守書面一覽仕候処、鶴殿

出雲守申聞候者、多羅尾四郎右衛門御代官所河州茨田

郡中振村百姓新兵衛同家悻新七儀、同御代官所同郡伊

加賀村字丞谷本ノマケ告ニ而、御代官所同郡泥町村丸屋伊兵衛

下女いさ於差殺、新七儀致自害候処、存命之段訴出、

町奉行両組同心共差遣為相改、新七八居村江預ケ疵養

生申付、いさ死骸者仮片付置候、新七疵平癒ニ付、遂

吟味候処、相对死仕損候ニ相違無之候ニ付、下手人申

付、いさ死骸一所引捨可申付段可相伺ものニ御座候処、

右いさ両親新七助命相願、外ニ子細も不相聞候ニ付、

下手人之不及沙汰、新七儀中追放申付、いさ死骸ハ向
寄墓所江引捨可申哉之旨申聞候、去申十一月堺奉行懸
りニ同様之儀有之候処、先例も有之ニ付、伺之通申渡
候様相違、右例を以此度出雲守伺之通、御仕置申付候
様可相違処、相对死仕損双方存命ニ候得ハ非人手下ニ
相成候御定ニ准し候而者願之通助命申付候共、非人手下
ニ申付候儀ニ可有御座候哉、大坂表ニ而ハ右之通中追放
申付候仕来ニ候得共、御当地御仕置与万一相違之儀無
御座候哉与難相決候間、如何可申付候哉、先達而堺奉行
伺之節者一向不心附候故、任先例差図仕候由ニ御座候、

此儀評議仕候処、相对死仕損存人存命ニて罷在候節、
相果候もの之親類助命相願候付、不及下手人中追放
申付候儀ハ大坂表仕来之由ニ候得共、相对死仕損存
人存命之もの助命願之儀御定書ニ無御座候間、新七
儀御定之通下手人、いさ死骸者取捨為弔申間敷段、
可申付儀ニ奉存候、勿論大坂表仕来之由ニ者御座候得
共、御定書ニも無之儀ニ御座候間、右之通被仰渡可
然哉ニ奉存候

右評議仕候趣、書面之通ニ御座候、御渡被成候和泉守
書面尙通返上仕候、以上

西七月

(中略)

一七月廿一日美濃守殿ハ到来、伊賀守殿ハ被相廻之候

由ニて

(朱書)

「西七月五日

伊賀守 江御渡評議いたし可申上旨被仰聞
周防守殿 豊前守 候ハ評定所御詮儀留ニ□□無之

彈正少弼

以別紙申上候鶴殿出雲守申聞候ハ、多羅院本ノマ四郎右衛
門御代官所河州茨田郡中振村百姓新兵衛回家悴新七
儀、同御代官所同州伊加賀村山内字丞ヶ谷与申所
ニて、同御代官所同州同郡泥町村丸屋伊兵衛下女いさ
を差殺、新七致自害候処、存命之段、当四月訴出、町
奉行面組同心共差遣為相改、新七八居村江預疵養生
申付、いさ死骸者仮片付置候、新七疵平癒ニ付、遂吟味
候処、相对死仕損候ニ相違無御座候付、下手人申付、

いさ死骸一所引捨可申付段、可相伺者ニ御座候処、内藤十右衛門御代官所撰州西成郡木津村北ノ町道喜後家くめ借屋いさ両親百姓太兵衛同妻すま儀、新七助命相願、外ニ子細も不相聞候ニ付、下手人之不及沙汰、新七儀中追放申付、いさ死骸ハ向寄臺所江引捨可申付哉之旨申聞候、去申十一月堺奉行坂部土佐守申聞ハ、同六月内藤十右衛門御代官所泉州尾崎村佐渡屋新助同家悴新七義、同村漁師三治郎娘ろくを新助土蔵ニ而差殺、新七致自害候処、存命ニて罷在候付、疵養生申付、致平癒候付、遂吟味候之処、相對死仕損候ニ相違無御座候ニ付、下手人ニ可申付段、可相伺處、ろく両親三治郎同妻きよ其外親類村役人共助命相願候ニ付、中追放可申付哉之段、土佐守申聞候ニ付、相糺候処、先例も有之ニ付、伺之通御仕置申渡候様相達申候、右例を以此度も出雲守伺之通、御仕置申付候様可相達、相對死仕損、双方存命候得者非人手下ニ相成候御定ニ准候而ハ、いさ親共願之通新七助命申付候共、非人手下ニ申付候儀ニ可有候御

座候哉、此評^{本ノマ}ニ而者右之通中追放申付候仕来ニ御座候得共、其表御仕置と万一相違之義ハ無御座候哉と心附候而者難相決奉存候付申上候、此度如何可申付哉、先達而堺奉行相伺候節ハ右之趣一向ニ心附不申候故、任先例差岡仕候儀ニ御座候、依之奉伺候、宜敷御差
 〔凶被成可被下候、以上

六月廿三日

松平和泉守

松平右近將監様^①

松平右京大夫様

松平周防守様

阿部伊予守様^②

(中略)

(朱書)

〔西七月廿四日

伊賀守

周防守殿

豊前守

江御渡

彈正少弼

評定所一座江

先達而致評議被申聞候、松平和泉守ハ申越候鵜殿出

雲守申聞候、多羅尾四郎右衛門御代官所河州茨田郡
本ノム
中根村百姓新兵衛悻新七、同国同郡泥町村丸屋伊兵
衛下女いさと相対死仕損候御仕置之義被申聞候通相
濟候

七月

裁判例2 明和二年（一七六五）主人孫娘そねと下男

斧右衛門の心中事件（明和二酉年從正月至八月 三奉行

留）『祠部職掌類聚1・4』及び「明和二酉年從正月至九月

三奉行留下り物」『祠部職掌類聚1・5』所収）

酉五月廿四日御請取被成候

（朱書）

「酉五月廿四日

右京大夫殿江 美濃守 江御渡
彈正少弼

尤町奉行江も相達候様被仰聞候」 右京大夫

甲州大曾根恵助娘そね儀相対死仕損候一件

吟味仕候趣申上候書付壱通

五月十二日

御仕置附壱通

安藤彈正少弼

（中略）

（朱書）
「八月十四日

伊賀守
豊前守江 御直渡」

大隅守

（朱書）

「中」 評定所一座江

安藤彈正少弼懸り甲州都留郡□根村百姓恵助娘そ

ね御仕置先達而致評議被申聞候通相濟候

（以上、『祠部職掌類聚1・4』所収）

松平伊賀守様衆今来

（表紙）

「朱書）
「酉五月廿四日

右京大夫殿江 美濃守 江御渡
彈正少弼

尤町奉行江も相達候様被仰聞候」

甲州大曾根村恵助娘そね儀相対死

仕損候一件吟味仕候趣申上候書付

五月十二日

安藤彈正少弼」

(黄紙下ケ札)

三〇

元会田伊右衛門当時大岡十三郎御代官所甲州都留郡大

曾根村百性恵助娘そね儀、去々未年十一月廿八日同村

内字ほそ入ニ而首縊、并そね祖父次郎左衛門下男斧右

衛門儀も同所ニ而首縊いたし相果、そねハ存命ニ而罷在

候旨、伊右衛門御代官所之節訴出、同人方ニ而吟味い

たし申聞候得共、難相分儀有之候間、一件呼出申聞候

処、そね義首縊候帶手掛切、両度谷間江落入、惣身痛

生死難計間、難差出旨申聞候付、快気次第差出候様申

渡置候処、漸此節差出候程ニ相成候由、当時之御代官

大岡十三郎申聞候由、私方江呼出吟味仕候趣左ニ申上

候

大岡十三郎御代官所

甲州都留郡大曾根村

百姓恵助娘

そね

西式拾二歳

此そね義下男斧右衛門与度々密通いたしなから、
相对死之義不得心与申段難立、殊ニ斧右衛門相果
候上八百日押込可被仰付候哉

但、斧右衛門死骸ハ取捨、為弔申間鋪旨
可申渡候哉

右之もの吟味仕候処、同人祖父次郎左衛門儀□親恵助
与ハ別宅ニ罷在、そね義幼少之節分次郎左衛門方ニ而養
育を請罷在候処、去々未年十月村内平六方江機竹借り
ニ参候途中ニ而

(朱書)

「此儀平六吟味仕候処、そね義機竹借りニ罷越候
段、無相違旨申之候」

次郎左衛門下男斧右衛門罷越、谷間江連参密会申懸候
間、及断候得共、再応申勧候故、任其意密通いたし、
其後も度々密会いたし候処、そね義ハ智を取、祖父次
郎左衛門跡式相続いたし候積り、兼而次郎左衛門申聞、
勿論斧左衛門儀も右之段存罷在候ニ付、迎も夫婦ニ相

成候義ハ難叶、聳之相談相極候而者密通いたし候義も難成間、何方江も連立退可申段、斧右衛門申候得共、立退候儀者難成段申聞候処、左候ハ、相對死可致旨、斧右衛門申勸候ニ付、承知之趣ニ及挨拶置候、然ル処同年十一月廿八日朝同村弥五兵衛方江絹之繫糸貫ひニ可參与存、宿元を罷出候処、途中江斧右衛門罷越、兼而申合候通立退候義者難成候ハ、相對死可致段、達而申聞、字ほと入与申所江連參り、斧右衛門ハ持鎌ニ而自害いたし候間、首縊候様申聞候ニ付、不得心ニ候得共、可遁様無之間、覚悟を極任其意居候処、斧右衛門いたし居候古帯を木之枝ニ懸ケ、そね首を縊、谷之方江突候処、帯切レ落候故、又候同人所持之手拭を結び合縊呉候処、是又切落兩度谷間江落、惣身を打、氣絶致し候間、其後之儀ハ一向覺不申候、右跡下男斧右衛門与□□密通いたしなから、相對死之義不得心と申□難□□斧右衛門相果候上ハ可申立様無之誤入候由申之候

(朱書)

「一斧右衛門死骸そね疵所、会田伊右衛門手代見分仕

候所、斧右衛門義者咽并臍下部式ケ所ニ疵有之相果罷在、死骸側ニ血附候鎌有之、鎌ニ而自滅いたし候段無相違間、死骸塩詰申付、そね儀ハ首縊候跡色変顔并舌ニ疵有之、惣身不相叶候間、是又親類村役人江為見届、療養申付置候由、其節伊右衛門申聞、当四月十三郎方今差出見届候所、疵所等ハ當時平癒いたし候得共、右之腕ハ屈伸不相叶并右之腰步行等難義之躰ニ而、此度も漸罷出候段無相違相見候

一村役人共吟味仕候処、兩人相果候節之始末見届候処、斧右衛門ハ鎌ニ而自害いたし、そねハ首縊生死難計躰ニ而相對死申合候趣ニ相見江、其外伊右衛門手代見分之通無相違旨申之候

一そね祖父次郎左衛門并恵助吟味仕候処、次郎左衛門儀恵助与別宅ニ而罷在、そね儀ハ幼年今次郎左衛門方ニ而致養育、そね申口之通、次郎左衛門跡式ハそね江聳を取相続いたし候積り、兼而申合候段も無相違、斧右衛門儀も平日実躰成ものニ而、そ

御仕置附書付

安藤彈正少卿

大岡十三郎御代官所甲州都留郡大曾根村百姓患

ねと密通いたし居候段ハ一向心附不申、去々申十一月廿八日朝そね宿元ニ不相見候間、次郎左衛門女房竹即罷出候処、字ほそ入ニ而斧右衛門義ハ持

助娘そね御仕置附之儀

鎌を以自害仕、そね儀ハ首縊候様子ニ而谷間江落氣絶仕、生難計躰ニて罷在候故、驚人声立候処、追々村方之ものとも駈集り候義ニ而尤そね義不屈いたし候上者不便ニハ候得共、何様申付候共可申立様無之由申之候

右享保七寅年男女申合相果候もの儀ニ付、御書付之内此度大坂ニ而主人与下女申合相果候者之義、主人存命ニ候得共、下人之身として主人江対不屈候間、不及下手人非人之手下ニ可申付与有之、則御定書ニ主人与下女相对死いたし損、主人存命ニ候ハ、非人手下与有之候処、そねハ斧右衛門主人次郎左衛門孫娘ニ而

一斧右衛門兄同郡綱野上村半六并斧□同村理助其外請人同村弥一右衛門吟味仕候、斧右衛門義次郎左衛門方江奉公尔差出置、道法隔候故其節之義ハ不存候得共、斧右衛門死骸并そね様子見届候処、全相對死ニ無相違、斧右衛門義主人之孫娘与密通いたし相對死申合候段、不屈之儀恐入候間願筋之義無之旨申之候」

殊ニ聳を取、跡式為致相統候ものニ付、主人ニ准し候ものニ御座候、然ル処主人之娘与下男相對死仕損、右娘存命之御仕置御定書ニ無御座候、勿論主人与下女之密通者外ニ不埒無之候得者御答ハ無御座、主人之娘与致密通候ものハ中追放、娘ハ手鎖かけ親元江相渡候御定ニ御座候間、右之趣を以相考候得者主人与相對死申合候下女ハ、主人之娘江相對死勸申合候下男ハ

右吟味仕候趣、書面之通ニ御座候、御仕置之義黄紙附札を以奉伺候、以上

酉五月

格別不屈ニ御座候間、そね義相對死いたし損存命ニ而罷在候、主人之御定江者相当申間敷哉奉存候、併下男

与密通仕候計ニ而御定之通三十日手鎖と可奉伺ものニ候処、下男与相对死申合、下男相果候間、例ハ無之候得共、右御定輕重を相考、所抔以上ニも可奉伺処、右之腕屈伸不相叶、右之腰痛歩行も難仕段無相違、右躰之ものを村方相抔候而者渡世も相成不申、尤腕屈伸不相成候故、手鎖ニも難奉伺御座候、是以例者無御座候得共百日押込与御咎附仕候

一 斧右衛門死骸ハ塩詰ニ致置候得とも、相对死申合候ニ相決候ニ付、逆罪ニ不及、死骸取捨、為弔申間敷旨可申渡哉与申上候、以上

西五月

(以上、『祠部職掌類聚1・5』所収)

裁判例3 天明二年(一七八二)所化僧祖淳と召仕下

男金次の衆道にて心中事件(天明二寅年從正月至十二月

三奉行留)『祠部職掌類聚2・10』所収)

一寅六月六日因幡守13来、翌七日对馬守14へ順達

袋上「去月廿三日御渡被成候

小田切喜兵衛相伺候

駿府伝馬町禅宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕下男

金次郎15一件御仕置之儀評議仕候趣申上候書付

阿部備中守様15

寅六月

戸田因幡守様

井上河内守様16

安藤对馬守様

牧野豊前守様17

牧野大隅守様18

曲渊甲斐守様19

桑原伊予守20
山村信濃守21廻し

帳上

駿府伝馬町

禅宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕下男

大和守22

金次一件御仕置奉伺候書付

寅五月

五月廿一日到来

小田切喜兵衛

柴村藤三郎御代官所駿州有渡郡南安東村地内三之御前社地ニ而、去丑八月廿七日僧俗相对死躰ニ而僧者相果、俗者存命ニ罷在、藤三郎方ニ而相札候処、僧者駿州伝馬町宝泰寺ニ勤罷在候祖淳ニ而、俗者宝泰寺塔頭德雲院召仕下男金次ニ而、其旨御勘定奉行江相伺候処、私方江引渡候様桑原伊予守申渡候由、藤三郎申聞候ニ付、先達而御届申上候通、私方へ請取、金次儀入牢申付置吟味仕候処、左之通ニ御座候

駿府伝馬町

禅宗宝泰寺塔頭

德雲院召仕下男

寅三月十九日入牢

金次

寅式十五才

此金次儀、祖淳と衆道ニ而相对死申合、祖淳相果候処、此者死損し候上者下手人可申付候哉

右之者吟味仕候処、阿部備中守在所備後国福山罷在候、同人足輕坂本濱右衛門次男ニ而六年以前酉年在所を罷出、其後親元江者不致通路、関備前守江戸屋敷足輕致奉公候処、去ル亥年九月備前守当地御加番之節供致し參、去々子九月迄相勤、備前守交代前暇取、当地ニ罷在、町家之奉公ニ而茂可致与存、兼而知人横内町徳右衛門後家よふ方江參、奉公口之儀頼候処、よふ申候者同人姉伝馬町小平次母さん儀者致賃仕事所々江出入候ニ付、奉公口心当も可有之間、彼方江參頼候様申、則よふも其段申遣、さん方へ罷越右之趣相頼候処、伝馬町宝泰寺塔頭德雲院奉公人相尋候由ニ而、さん致同道罷越候処、德雲院住持禅那儀逢候而、先当分雇置可申旨申之、去々子十月分禅那方へ引越、下男致奉公候所、請状等者不致候へとも、去丑年同様相勤罷在候、然ル処宝泰寺学寮ニ相勤候僧祖淳与懇意ニ相成、衆道兄弟分之致契約、金次義兄分ニ相成、夜分宝泰寺境内ニ而折々出会、同年八月中旬祖淳申口者往々遂出家候心底無之勸学も難相成候間、何方江成共立退致還俗、金次一同

致渡世度旨申候へとも、金次義身分之取廻しも難成、外ニ可致渡世手段無之、難及力旨申聞候処、祖淳儀左候ハ、自害致し候外致方無之旨申聞候ニ付、祖淳致自害候儀難見捨、一同相果可申旨申合、死後見苦敷無之様、兩人共白帷子相調江尻宿ニ而出会候積申合、同月廿二日祖淳義奥津宿ニ用事有之候旨申立、宝泰寺を出、金次儀者九子宿生国之者致止宿候間、罷越致面談度旨、禪那江申聞罷出、江尻宿江參祖淳亦出会、其夜者名前不存旅籠屋ニ泊、雨天ニ而同廿六日迄致逗留、同日夕方雨晴候間、右宿を出同夜四時頃、南安東村地内三之御齋社地江參、八時之鐘を限、銘々致自害候積申合、用意之白帷子ニ着替、毛氈を敷罷在、時刻ニ相成候ニ付、金次儀可致自害旨申候処、祖淳儀先江可致自害旨申、前後を争候内、祖淳儀剃刀ニ而咽を搔切打臥候間、金次儀右剃刀を取上、咽を搔切候処、仕損し候ニ付、猶又取直し同所を搔候と者存候得とも、其後之儀者一向寛不申、柴村藤三郎手代為見届罷越候節、正氣付仕損候段残念ニ存候旨申之候ニ付、意趣遺恨等有之祖淳を

手ニかけ、金次儀自害仕損候歟、又者兩人とも致悪事無拗致自害候儀ニ而者無之哉与察当申聞、吟味仕候処、祖淳・金次共致悪事候義者勿論、意趣遺恨等之儀ニ而者會而無之、前書申立候通衆道ニ而双方申合、右及始末候、祖淳相果候上者御仕置相願候由申之候

(朱書)

「書面之通、祖淳師匠駿河富士郡原田村之内滝川禪宗妙善寺住持庸善病氣ニ付、代宣堅相尋候処、祖淳儀去ル丑四月行脚ニ罷出、宝泰寺学寮ニ罷在、庸ツル禪弟子ニ相違無之、尤本文相对死仕損、祖淳者相果、金次者存命ニ罷在候始末者吟味之上承候旨申之、双方相对之上祖淳儀致自害候上者庸ツル儀何之申立候品無之旨宜堅申之候

宝泰寺役僧智玉相尋申候処、祖淳儀去丑四月宝泰寺江參、学寮ニ罷在度旨申聞候ニ付差置候処、同年八月廿二日奥津宿亦罷在候知音之者方江罷越度旨申聞候も差遣候処、先ヨリ不罷帰候、然処同廿七日南安東村地内三之御齋社地ニ而祖

淳・金次相對死仕損、祖淳者相果、金次者存命ニ罷在、右始末者吟味之上承り候旨、尤右兩人相對死之儀ニ付、学寮衆僧之内子細存候者者勿論、何之心当之儀も無之与智玉申之候

柴村藤三郎御代官所駿州有渡郡南安東村御蔵番

市郎右衛門・同村組頭清兵衛・同仁兵衛相尋候

処、市郎右衛門儀去丑八月廿七日朝六時過三ノ

御齋社地近辺相廻候処、右社地ニ而僧俗兩人致

自害候躰ニ而打臥罷在候間、早速其段村役人ニ相

届候処、名主次郎左衛門者用事有之、甲府へ罷

越候ニ付、組頭清兵衛・仁兵衛罷越見届候処、兩

人共ニ白帷子を着、毛氈を敷致自害候躰ニ而打臥

罷在、右場所ニ剃刀一挺落有之候付、其段藤三郎

役所へ訴出、同人手代兩人為見届罷越候処、僧

者相果、俗者手疵淺存命罷在候、此外之儀者吟味

之上承候旨申之、市郎左衛門・清兵衛・仁兵衛

共不埒之筋無御座候

右一件柴村藤三郎分私方へ受取候ニ付、先達而

申上候通、為見届私組同心差遣候処、祖淳咽右之方ニ長三寸余之切疵壹ヶ所有之相果、金次之咽左之方ニ式寸程之切疵壹ヶ所有之候処、本道岡休伯、外科豊嶋道悦相懸為治療治候処、疵所平癒」

駿府伝馬町

禪宗宝泰寺塔頭

徳雲院住持

禪 那

寅四十八歳

此禪那儀、下男金次を雇置候段申立候得共、去丑

年茂重年申付候儀候ハ、人主請人相立、請状取置

可申処、無其儀召仕候段、不行届取計不念之至ニ

御座候間、急度叱り置候様可仕候哉

右之者相尋候処、去々子年召仕之下男暇遣候ニ付、右

代召抱度兼而致出入候伝馬町小平次母さん江奉公人口

入之儀頼置候処、同年十月朔日さん儀金次を召連參、

召抱申間敷哉之旨申聞候ニ付、身元等承礼候処、遠国

者之由申候間、先当分雇置召仕候処、実躰ニ相勤候ニ

付、請人人主等者無之候得共、去丑年戊重年申付差置候処、同年八月廿二日金次儀生国之者九子宿ニ致止宿候ニ付、罷越致対面度旨申聞候間、差遣候処、翌日も罷歸候ニ付、其段さん方へも申遣候、所々相尋候内、同月廿七日南安東村内三之御齋社地ニ而宝泰寺学寮へ相勤候祖淳与金次義致相对候処、祖淳者相果、金次者仕損存命罷在、衆道ニ而双方申合、右及始末候段者吟味之上承候旨、右ニ付疑敷儀者勿論、其外心当之儀も無之旨申之候ニ付、金次儀当分雇置候段申立候へとも、去丑年も重年申付候儀ニ候ハ、人主請人相立、請状取置可申候、無其儀召仕候段、不行届取計無念之旨吟味請、不調法仕候旨申之候

(朱書)

「書面之さん相尋候処、去々子十月朔日さん妹よふ方、金次儀奉公望有之候間、致口入遣具候様申越、金次義も同様相頼候ニ付、徳雲院江致世話候儀共、徳雲院申口同様申之、尤金次義同年八月廿二日徳雲院方罷出不罷歸候旨、徳雲院へ申

越候ニ付、所々相尋候得共、行衛相知不申候処、同月廿七日宝泰寺学寮ニ相勤候祖淳与金次義相対死仕損、祖淳者相果、金次者存命ニ罷在候段、吟味之上承候旨申之、さん儀最初金次を口入いたし候而已ニ而右相对死引合候儀無之、不埒之筋無御座候、

さん妹横内町徳右衛門後家よふ相尋候処、金次義関備前守足輕相勤候節ヨリ知人ニ而度々よふ方江罷越候処、備前守方暇出候由ニ而去々子年十月朔日よふ方江罷越、奉公口世話いたし呉候様相頼候ニ付、姉さん方へ頼遣候処、さん方ニ而徳雲院下男奉公世話いたし候旨、且又金次儀祖淳与相对死仕損候始末者吟味之上承候旨申之候、不埒之筋無御座候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之義黄紙下ヶ札を以奉伺候、以上

寅五月

小田切喜兵衛

去月廿三日御渡被成候

小田切喜兵衛相伺候

駿府伝馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院

召仕下男金次一件御仕置之儀評議仕候趣

申上候書付

評定所一座

去月廿三日御渡被成候小田切喜兵衛相伺候駿府伝

馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕下男金次一件御仕

置之儀評議仕候趣左之通御座候

駿府伝馬町

禪宗宝泰寺塔頭

徳雲院召仕下男

金次

右之もの儀、祖淳と衆道ニ而相对死申合、祖淳者相果候

処、此者死損し候上者下手人可申付候哉、但兩人共死

骸取捨、為弔申敷候哉之段相伺申候

此儀御定書ニ男女申合相果候もの之ヶ条、不義ニ而

相对死いたし候もの、死骸取捨、為弔申間布候、

但、一方存命ニ候ハ、下手人と有之、吟味書之趣

ニ而者自害可致段、祖淳申出候合此ものも一同相果

可申旨申合、兩人共白帷子ニ着替、毛氈を敷、剃

刀ニ而自害いたし、祖淳者相果、此もの者死損し候

始末、全く相对死ニ無相違、外怪敷儀も相聞不申

候間、差当例も相見不申候得共、相对死ニ男女之差

别有御座間敷候間、伺之通下手人申付、兩人之死

骸取捨為弔申間敷旨、被仰渡可然哉ニ奉存候

駿府伝馬町

禪宗宝泰寺塔頭

徳雲院住持

禪那

右之もの儀、下男金次者雇置候段申立候得共、去丑年

も重年申付候儀ニ候ハ、人主請人相立、請状取置可申

処、無其儀召仕候段、不行届取計無念之至ニ御座候間、

急度叱り置候様可仕候哉之段、相伺申候

此儀不知迄ニ御座候間、伺之通急度叱り置可申旨

被仰渡可然哉ニ奉存候

右評議仕候趣、書面之通御座候、御渡被成候帳面巻冊

返上仕候、以上

寅六月

「

帳上 例書

牧野大隅守懸

牧野大隅守 』

当時無宿

権 助

右同断

さ よ

袋上

場所ニ而相對死申合、さよ儀先江自害可致よし申、所持致し參候剃刀を以咽江疵付候処、仕損候ニ付、権助儀さよを致殺害、可致自減与剃刀もき取候砌、被見咎候儀之旨申之、いづれも相對死申合、右及始末候段、不届之至ニ付、板倉佐渡守殿依御差函、さよ儀三日晒其上非人手下ニ申付

(朱書)

「但、右権助儀、存命ニ候得者三日晒之上非人手下ニ可申付者ニ候得共、致病死候ニ付、右御仕置之儀一件之者へ申聞」

安永八亥年十一月二日落着

右権助・さよ儀、武家致奉公罷在候内致不儀、権助病

氣ニ付暇出、請人江引渡シ相成候間、さよ勤居候存寄

無之、相對死可致旨申合、所々立廻り罷在候、当六月

五日夜下谷新寺町江參候処、人通りも無之候ニ付、右

駿府伝馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕下男金次
御仕置之儀評議ニ付牧野大隅守差越候例書

阿部備中守様

戸田因幡守様

井上河内守様

六月十一日

桑原伊予守

安藤对馬守様

山村信濃守廻シ

牧野豊前守様

疵付候儀ニ者無之候間、於日本橋三日晒之上非人手下ニ申付之

曲渕甲斐守様

宝曆八寅年四月廿七日

「

土屋越前守懸

護国寺門前桜木町

傳兵衛店

忠兵衛養娘

きく

帳上 例書

「牧野大隅守」

土屋越前守懸

新吉原京町壹丁目

甚左衛門店

次郎右衛門抱遊女

花の井

(朱書)

「西尾隱岐守殿御指図」

右之もの儀、当六月六日小日向茗荷谷町次郎兵衛店喜兵衛悴欠落丹治与相对死申合候処、仕損、丹治義者大疵ニ而相果、此者儀者疵平癒いたし、丹治義此者咽を突候後、及自害即死者不致候得とも、右疵ニ而相果候、丹治江此(朱書)儀もの疵付候儀者無之ニ付、於日本橋三日晒之上非人手下申付之

宝曆九卯年七月廿七日

牧野大隅守懸

(朱書)

「松平右近將監殿御差図」

此者儀、本材木町三丁目源七店清七方ニ居候傳十郎与相对死申合候処、仕損、傳十郎儀者大疵ニ而相果、此者儀者疵致快気、傳十郎儀此者咽を突候後、及自害ニ即死者不致、右疵ニ而相果候得共、傳十郎江此者

新和泉町忠次郎店

平七方居「候」〔朱書〕

長吉事

弥兵衛

〔朱書〕

〔松平右近將監殿御差函〕

此もの儀、去申八月以來新吉原江戸町壹丁目甚助店遊女屋幸右衛門抱遊女かつらめを買揚、相對死申合、同人所持之小刀を以突殺候段、不届至極ニ付、下手人ニ申付之

安永六酉年八月廿七日

牧野大隅守懸

深川伊沢町

惣兵衛店庄八悴

三四郎

〔朱書〕

〔松平右京大夫殿御差函〕

右者儀、当二月下旬新吉原江戸町貳丁目長次郎店遊女屋与八抱九重を度々買上、所持之衣類并家業ニいたし候、三味線等迄質入いたし遣捨候付、渡世難相

成、其上親庄八并妻とよ江対し申訳無之、九重与相對

死申合、同三月廿一日朝九重所持之合口を以同人突

殺、自害仕損候始末不届之至ニ付、下手人申付之

安永六酉年九月六日

〔中略〕

一寅七月四日因幡守ヨリ到来、同七日対馬守へ順達

「小田切喜兵衛相伺候

駿府伝馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕

袋上 下男金次一件御仕置之儀評議仕候趣申上候書付

山村信濃守

阿部備中守様

曲淵甲斐守様

〔表紙〕

〔朱書〕

〔寅六月廿三日

備中守

大和守殿江

甲斐守

立合下り物相添御直ニ上

信濃守

去月廿三日御渡被成候

帳上 小田切喜兵衛相伺候

駿府伝馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕

下男金次一件御仕置之儀評議仕候趣申上候書付

評定所一座

去月廿三日御渡被成候小田切喜兵衛相伺候駿府伝

馬町禪宗宝泰寺塔頭徳雲院召仕下男金次一件御仕

置之儀評議仕候趣左之通り御座候

駿府伝馬町

禪宗宝泰寺塔頭

徳雲院召仕下男

金次

右之もの儀、祖淳与衆道ニ而相对死申合、祖淳者相果候
処、此もの死損し候上者下手人可申付候哉、但兩人之
死骸取捨、為弔申敷候哉之段相伺申候

此儀御定書ニ男女申合相果候もの之ヶ条ニ、不儀ニ
而相对死いたし候もの、死骸取捨、為弔申間敷候、
但、一方存命ニ候ハ、下手人与有之、吟味書之趣
ニ而者自害可致段、祖淳申出候より此ものも一同相

果可申与申合、兩人共白帷子ニ着替、毛氈を敷、剃
刀ニ而自害いたし、祖淳者相果、此もの者死損し候
始末、全く相对死ニ無相違、外怪敷義も相聞不申候
間、差当例ハ相見不申候得共、相对死ニ男女之差別
者有御座間敷候間、伺之通下手人申付、兩人死骸取
捨為弔申間敷旨、被仰渡可然哉ニ奉存候

駿府伝馬町

禪宗宝泰寺塔頭

徳雲院住持

禪那

右之もの儀、下男金次者雇置候段申立候得とも、去丑
年も重年申付候儀ニ候ハ、人主請人相立、請状取置可
申処、無其儀召仕候段、不行届取計無念之至御座候間、
急度叱り置候様可仕候哉之段、相伺申候

此儀不知迄ニ御座候間、伺之通急度叱り置可申旨
被仰渡可然哉ニ奉存候

右評議仕候趣、書面之通御座候、御渡被成候帳面老冊
返上仕候、以上

寅六月

裁判例 4 文化十四年（一八一七）茶立奉公人みきと日雇い安兵衛の心中事件（文化十四丑年從正月至三月大坂御仕置伺留）『大坂都督所務類纂』第二〇冊所収

（表紙）

相對死之躰ニ而男相果女存命ニ罷在候

一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候
丑三月十六日

（朱書）

彦坂和泉守²⁶

〔二十〕

当正月十日夜、岸本武十郎御代官所撰州難波村千日於墓所ニ男女相對死之躰ニ而男者首縊相果、女者存命罷在、武十郎手代罷越見分之上、右兩人共三郷町内之ものニ付一件差出候間、吟味仕候趣、左之通御座候

元伏見坂町

江戸時代の心中と裁判

（附札）

此みき儀伺之通
急度叱り置可被
申候

所預

伏見屋善兵衛抱茶立奉公人

みき
丑拾九歳

（黄紙下ケ札）

此みき儀、致奉公候身分ニ而猥ニ安兵衛与密通之上
同人ニ随ひ致欠落、既相對死之儀安兵衛申勸候儀
及断候得共、不聞入抱帯ニ而理不尽ニ而此もの咽喉
をメ、暫致悶絶候儀ニ而、相對死を致得心候儀ニ者
無之与之申披者、安兵衛相果片口之儀難取用紛敷
相聞候得共、同人雇主并親類共少も安兵衛理不尽
之仕方与存、此もの江対シ無申分旨申之候間、急度
叱り置可申候哉

（紺書）

〔例〕

享和二戌年三月稻葉丹後守差図²⁶

水野若狭守懸²⁷

一相對死之躰ニ而男相果女存命ニ罷在候一件之内

本堺町堺屋藤兵衛

借屋

和泉屋喜八抱茶立奉公人

あさ

右あさ儀、相對死可致旨申合候儀ニ者無之旨申立候
得共、和七相果候上者片口之儀難取用、奉公相勸候

身柄ニ而及密通、欠落可致旨申合、難波村迄付添罷越、品々始末紛敷相聞候得共、和七親類共儀、同人理不尽之仕方与存、あさ江対し無申分旨申之候間、非人手下ニ可申付候哉」

(朱書)

〔差函〕

此あさ儀急度

叱り置可被申候」

右之もの吟味仕候処、本京橋町丸屋巳之助儀、主人善兵衛懇意之間柄ニ而、巳之助方無人之節者善兵衛申付、此もの儀折々手伝罷越候儀有之候付、去子十一月上旬之頃今巳之助方日雇安兵衛与致密通、当正月十日暮六ツ時頃此者儀善兵衛方表之間ニ罷在候処、安兵衛罷越内々咄合度儀有之間、同人行先迄参り呉候様申聞候付、無何心其儘同道ニ而難波村畑中迄罷越候処、安兵衛儀何歟身分不詰之儀有之故欠落候間、此ものも付添参り候様申聞候付、一旦ハ及断候得共、達而任相頼無拗同意いたし、方角不覚凡道法式里計

も罷越候得共、兩人共路用手当等も無之、其上自然追人ニ出逢候ハ、弥身分不詰之筋与心付、安兵衛江申談候処、左候ハ、一向相對死いたし呉候様申聞候付、色々相宥同人諸共同夜八ツ時頃与覚、前書千日墓迄迄立戻候処、安兵衛儀此者を右墓所之内人影無之所江連行、是非共相對死いたし呉候様申聞、及断候得共不聞入、理不尽此もの之抱帯を解、咽喉をメ候付、暫時悶絶いたし不相覚、無程正氣ニ相成、安兵衛も其場ニ不相見候付、可逃帰与立掛候得共、取昇歩行難相成、十方ニ暮罷在候内、其節者誰とも不存難波村非人番嘉七罷通候付、右之段申聞候処、無程煙亡并所之もの、善兵衛・巳之助□追々ニ駆付、介抱受、安兵衛儀者辺ニ而首縊相果罷在、驚人候儀之由申之候付、

(朱書)

「書面非人番嘉七相糺候処、申口符合仕、其節みき
 右之次第承り、且辺ニ安兵衛首縊相果罷在候付、
 驚人早速右墓所煙亡并所之者等江為相知候儀之由

申之候付、右煙亡并所之もの相糺候処、是又申口
同事ニ而早速善兵衛・巳之助江為相知、武十郎方江
も訴出候儀之段申之、一同不束之筋相聞不申候」

右躰安兵衛ニ随ひ欠落いたし同道ニ而千日墓所江罷
越、安兵衛儀者首縊相果、此ものも一旦咽喉を被
候上者、安兵衛理不尽与之申披者片口之儀ニ付、難
取用、実者最初ハ安兵衛与相对死可致与申合罷越、
互ニ右之及仕儀候得共、不凶此もの計致存命候付、
今更未練之心底差発申偽候儀ニ可有之間、有躰可申
立旨察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之
段申之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、無申披
由申之候、

(朱書)

「書面善兵衛・巳之助相糺候処、みき申口并前書煙
亡且難波村所之者共申立共符合仕、巳之助方無人
之節、折々みき手伝ニ差遣候儀有之候得共、同人
安兵衛致密通居候儀ハ、善兵衛・巳之助共曾而不
存、当正月十日暮六ツ時過より安兵衛・みきとも

不相見、銘々心当之方所々相尋居候内、右之次第
承り驚人、早速駈付候儀之段申之、兩人共不束之
筋相聞江不申候、且又安兵衛姉南本町三丁目和泉
屋喜八女房せい并弟本町三丁目信濃屋宇兵衛下人
辰蔵をも相糺候処、安兵衛両親共先達而相果、右両
人之外諸親類無之、尤安兵衛儀者六年以前申年一
且欠落之上、其後所々日雇働いたし居候由及承候
得共、兼而不行跡ものニ付、右欠落後者せい并辰蔵
儀もせいハ申付、相互不致音信儀ニ而全此度みき
申口之趣ニも不審之筋無之、安兵衛不行跡ハ事發
理不尽之仕方与存、みき江対シ聊申分無之旨、雇主
巳之助とも同様申立、勿論右場所之様子最初武十
郎手代罷越候節、見分之趣も申聞候得共、猶又再
檢使として同役并私両組同心差遣為改候処、安兵
衛儀右墓所建物之梁木より帯を結下、首縊果罷在、
惣身無疵全自滅ニ無相違相見、みき儀者咽喉ハ面
躰江掛ケ色変腫レ有之迄ニ而、縊目之跡其外疵等無
之旨申聞候付、落着之節右安兵衛死骸者取捨候様

可申渡与奉存候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ケ札を以相伺申候、以上

丑三月

彦坂和泉守

〔史料注〕

- (1) 寺社奉行土岐美濃守定繼 明和元年八月二十六日若年寄ヨリ、天明元年五月十一日大坂御城代
- (2) 寺社奉行松平伊賀守忠順 明和元年六月二十一日所司代ヨリ、兼天明元年五月十一日若年寄
- (3) 老中松平周防守康福 宝曆十二年十二月九日大坂御城代ヨリ、(中略) 天明八年四月三日御役御免
- (4) 町奉行依田豊前守政次 宝曆三年四月七日御作事奉行ヨリ、(中略) 明和六年八月十五日大目付
- (5) 大坂城代松平和泉守乘祐 明和元年六月二十一日寺社奉行ヨリ、被任四品同六年九月四日卒
- (6) 老中松平右京大夫輝高 宝曆八年十月十八日所司代ヨリ、(中略) 天明元年九月二十六日卒
- (7) 町奉行土屋越前守正方 宝曆三年十二月二十四日京都町奉行ヨリ、(中略) 明和五年五月十九日卒
- (8) 勘定奉行安藤弾正少弼雄要(惟) 宝曆十一年九月七日御作事奉行ヨリ、(中略) 天明二年十一月朔日大目付
- (9) 大坂町奉行鶴殿出雲守長達 宝曆十二年二月十五日御目付ヨリ、明和五年三月十六日辞

- (10) 堺奉行坂部土佐守明之 宝曆十年八月六日御先手ヨリ、明和九年四月廿八日御持頭
- (11) 老中松平左近将監武元 延享三年五月十五日寺社奉行ヨリ、(中略) 安永八年七月廿九日卒
- (12) 老中阿部伊予守正右 宝曆十四年五月朔日所司代ヨリ、(中略) 明和六年七月十二日卒
- (13) 寺社奉行戸田因幡守忠寛 安永五年六月五日西丸若年寄ヨリ、天明二年九月十日大坂城代
- (14) 寺社奉行安藤对馬守信明(成) 天明元年閏五月十一日加判列ヨリ、同四年四月十五日若年寄
- (15) 寺社奉行阿部備中守正綸(倫) 安永六年九月十五日ヨリ、(中略) 天明七年三月七日加判列
- (16) 寺社奉行井上河内守正定 天明元年閏五月十一日加判列ヨリ、同六年二月 日卒
- (17) 寺社奉行牧野豊前守惟成 安永六年九月十五日御奏者番ヨリ、天明三年卒
- (18) 町奉行牧野大隅守成賢 明和五年五月廿六日御作事ヨリ、天明四年三月十二日大目付
- (19) 町奉行曲淵甲斐守景漸 明和六年八月十五日大坂町奉行ヨリ、天明七年六月初日西丸御留守居
- (20) 勘定奉行桑原伊予守成貞(盛貞) 安永五年七月八日御作事ヨリ、公事方 天明五年十一月御勝手方(中略) 同八年十一月十五日大目付
- (21) 勘定奉行山村信濃守良旺 安永六年閏七月五日京都町奉行ヨリ、公事方 天明四年三月十三日町奉行
- (22) 老中久世大和守廣明 天明元年閏五月十一日所司代ヨリ

- り、(中略)同五年正月廿四日卒
- (23) 老中板倉佐渡守勝清 明和四年七月朔日御側用人ヨリ、
(中略) 安永九年六月廿八日卒
- (24) 老中西尾隱岐守忠直(尚) 延享二年九月朔日若年寄ヨリ、
(中略) 寛延十年三月十日卒
- (25) 大坂町奉行彦坂和泉守紹芳 文化十三年五月朔日御目付ヨリ、
文政三年十月十七日御旗奉行
- (26) 大坂城代稲葉丹後守正謙 享和二年十月十九日御奏者番ヨリ、
同四年正月廿三日所司代
- (27) 大坂町奉行水野若狭守忠道 寛政十年三月廿一日日光奉行ヨリ、
文化三年八月十二日小普請奉行
- (以上、『大日本近世史料』所収「柳營補任」を参照した。)